

名古屋都市計画事業小幡駅前第1種市街地再開発事業施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第34号

名古屋都市計画事業小幡駅前第1種市街地再開発事業施行条例等
の一部を改正する条例

(名古屋都市計画事業小幡駅前第1種市街地再開発事業施行条例の一部改正)
第1条 名古屋都市計画事業小幡駅前第1種市街地再開発事業施行条例(平成5年名古屋市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(名古屋都市計画事業鳴海駅前第2種市街地再開発事業施行条例の一部改正)
第2条 名古屋都市計画事業鳴海駅前第2種市街地再開発事業施行条例(平成10年名古屋市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(名古屋市屋外広告物条例の一部改正)
第3条 名古屋市屋外広告物条例(昭和36年名古屋市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第35条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(名古屋市定住促進住宅条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 名古屋市定住促進住宅条例の一部を改正する条例（令和5年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第2項及び第3項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、名古屋市定住促進住宅条例の一部を改正する条例附則第3条第5項の規定によりなお従前の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下「懲役」という。）が含まれるときは、懲役はその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。